ライトハウス 朱雀 のタオル類の入札について

（募集要項）

　当法人が現在進めている施設整備で、入居者等が利用する以下の品目の調達を行うもので、下記のとおり募集いたします。

ひろくご参加をいただきたく案内をさせていただきます。

201６年　４月　２１日

社会福祉法人京都ライトハウス

理事長　神谷俊昭

（問い合わせ先）

　担　当：船岡寮改築担当　小山、松尾

　連絡先：電話075－462－4400

　アドレス：matsuo-sho@kyoto-lighthouse.or.jp

・土日祝を除き、平日の午前10時より午後5時までにお願いします。

・ご来館には、公共交通機関をご利用ください。

１．ライトハウス 朱雀 のタオル類の調達について

（１）目的及び形状等について

・当法人が現在進めている「ライトハウス 朱雀」では、「視覚障害者にやさしい施設創り」を目指しています。

・本件調達では、入居者等が使用する以下の物品とします。

・予定する物品の仕様及び員数等は以下のとおりとします。

１）清潔タオル

・バスタオル　　　白色のパイル生地　　　　２，０３０枚（１ヶ月あたり）

　　・フェイスタオル　白色のパイル生地　　　　１，２３０枚（１か月あたり）

・ハンドタオル　　白色のパイル生地　　　　１，２００枚（１か月あたり）

　　２）清拭タオル（いわゆる下用タオル）

・清拭タオル　　　白色以外のパイル生地　１５，０００枚（１か月あたり）

　　　　　　　※清拭タオルは、清潔タオルと色や生地が異なり見分けが出来るものとします。

　（２）契約の方法他

　　　・契約はリース契約とし、期間は５年間とします。

　　　・員数については、必要な枚数を計上しています。

・員数に変動がある場合の取扱いは、各品目の入札で決定した価格1枚当たりの単価で清算することとさせていただきます。

　　　・契約期間満了の３か月前の時点で、双方からの申出がない場合は、契約を更新するものとして取扱います。

２．入札について

　・本件調達では、以下のとおり資格制限等を設けて実施します。

　（１）募集について

１）期間

　・201６年４月２１日（木）午前１０時より、201６年４月２８日（金）午後３時まで。

　　　２）募集の方法等

　　　　・京都ライトハウスホームページへ掲載します。

（２）応募の方法

　　　・上記の諸条件を満たされると思われる参加希望の方は、本件の募集件名を記載し押印した「参加申出書（自由様式）」に、参加条件を判断できる関係書類を添えて、上記の募集期間内に、下記Eメールアドレス、郵送又は持参によりご提出ください。

　　　　　＊Eメールアドレス　 matsuo-sho@kyoto-lighthouse.or.jp

　　　　　＊持参又は郵送の場合　京都市北区紫野花ノ坊町11　京都ライトハウス

　　　　　　　　　　　　　　　　船岡寮改築担当　宛て

　　　・「参加申出書（自由様式）」には、連絡先として担当者名、電話番号、Eメールアドレスを記載してください。Eメールアドレスは以後の連絡等に使用します。

　　・受付後、参加資格を確認させていただき、満たされている方には入札参加通知をお届けします。入札の参加時にご提示ください。

（３）参加資格

　　　１）制限の内容

　　　　・京都市指名競争登録の物品調達の該当区分の登録を受け、参加申請の時点で競争入札参加停止処分を受けていないこと。

　　　・京都府内の社会福祉法人等で、助成を受けて実施する施設整備等での納入実績があること。

　　　２）入札参加資格の審査及び通知

　　　　・上記の入札参加資格を満たす参加者に、入札参加通知書をお送りします。

　　　３）質疑等について

　　　　・入札参加通知書を受領した日より、201６年５月６日（金）午後４時までに、本要項で公表する仕様等についての質疑を受け付けます。

・各質疑等は、上記、Eメールアドレスで受付け、後日、全参加者に回答します。

・各回答に沿って入札参加してください。

（４）入札の実施

　　　１）予定する日時等

　　　　・201６年５月１３日（金）午後１４時より、京都ライトハウス内で実施します。

　　　　・詳細は、入札参加通知他でお知らせします。

　　　２）入札参加の意向があり、応募して参加資格を満たしたが、以後の情勢により入札参加を辞退される場合は書面（自由様式）にて、前日までに辞退届をご提出ください。

　　　３）入札の方法

　　　　・入札にあたっては、上記、１．（１）の１）及び２）の品目ごとに入札してください。

　　　４）留意事項

　　　　・入札参加時には「入札参加通知書」をご持参･ご提示ください。

　　　　・入札者が代理人の場合は、押印のある委任状を提出してください。

　・遅参、提出書面等に不備がある場合は入札を認めず失格となります。

　　　　・入札は２回を限度として実施します。

　　　　・入札書（税抜額他の必要事項を記載したもの）により入札をしていただきます。

　　　　・入札に参加しようとする者が、法令に定められたいわゆる暴力団及び暴力団員である場合は、入札に参加する資格を失い失格となります。入札後に判明した場合も同様に扱うこととします。

　　　　・入札への「参加申出書」の提出があった場合は、以後の入札において落札したが契約を調印しないときは、入札業務への妨害行為として落札金額の5％に相当する額を違約金として徴収されることの了解があったものとして扱わせていただき、請求のうえ納付いただき、失格として取扱います。

（５）決定方法他

　　・上記、１．（１）の１）及び２）の各品目ごとの価格の合計額で、最安値を提示したものを契約の候補者とし、同一価格の入札の場合は法人規定により決することとします。

　　・品目ごとの価格についても入札書に記載してください。

　　・入札後、上位のものが失格等になった場合は、次点のものと契約の協議を行います。

　　・契約の候補者との本契約の締結は、法人理事会での承認後になります。

　　　・契約の候補者は、事後の履行確認のために、速やかに入札書に記載の入札金額の内訳書の提出を願います。

　　　・入札後、契約の候補者から類似品等による同等品承認の願いがあった場合は、審査のうえ法人において決定した方法によることとします。また、質疑に対する回答書に記載がある場合は、記載に沿った内容によることとします。

（６）契約

　　・理事会の承認を得た契約の候補者とは、以下の項目を記載した契約書により契約します。

・原則として候補者に作成していただき、必要事項を加除したうえで調印締結するものとします。

　　（必要な項目）

　　　　・契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項

　　　　・契約履行の場所

　　　　・契約代金の支払い又は受領の時期及び方法

　　　　・監査及び検査

　　　　・履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

　　　　・危険負担

　　　　・瑕疵担保責任

　　　　・契約に関する紛争の解決方法

　　　　・その他必要な事項

　（７）納期他

・別途指示する場合を除き、原則として、2016年4月30日以後から指定する位置への納品を開始し、5月30日までに終えることとします。

・納品では、こちらが指示するそれぞれの場所へ搬入して完了とします。

　　・指定する場所及び位置は、京都市中京区西ノ京新建町3番地に於いて整備中の、社会福祉法人京都ライトハウス「高齢者総合福祉センター　ライトハウス朱雀」の施設内の指定する位置とします。

　　・当初必要数の納品の他、不足する場合の追加納品についても指定場所への納品とします。

（８）契約方式ほか

　　・本法人の理事会承認後に、リース契約を締結します。

（９）支払い条件

　　・本件調達における、当初納品の検査に合格した場合、該当分を請求により翌月に支払うものとします。

　　・追加納品の場合も同様とします。

　　・なお、納入枚数については流動的なるため、追加要請には柔軟に応じることとします。

以上